

條件としては以上の通であります  
 兄弟諸君極悪非道なる工場主杉浦正房、最初吾々五十二名を七  
 十日で解雇言渡したるのであります。  
 其れに對して全國の兄弟諸君の慰援と吾々五十二名の争議団員  
 の團結の力で其の言渡し金額の倍額以上即ち壹仟八百拾圓をハ  
 ーリと知っていたいたゞき度いのであります  
 諸君の絶大なる慰援を謝し係せて健康を祈ります  
 以上報告以上の通下す  
 一五三〇・五三

杉浦鉄工所争議団本部  
 印

5.7.9  
 1392

勝從第一七一八號

昭和五年六月三日

警視總監 丸山 鶴吉

内務大臣 安達謙藏殿  
 社會局長官 吉田 茂殿  
 大阪 神奈川 兵庫 各府縣知事殿

渡邊工場ノ勞働争議ニ関スル件 (發生)

要旨  
 (1) 近時收入激減セル為録録部員十四名ハ常備制度施行ノ數額レタルを拒絶セラレ  
 五月三十日より罷業ス

(2) 總聯合系他勞働者組合應援ス

標記工場ニ勞働争議發生シタルカ狀況左記ノ通  
 記